

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380098

研究課題名(和文)取締役の信認義務規範における帰責性要件の横断的研究

研究課題名(英文)Culpable State of Mind in Directors' Fiduciary Duty Regime

研究代表者

酒井 太郎 (SAKAI, Taro)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90284728

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、注意義務違反の認定基準との対比において、利益相反以外で忠実義務違反を導く帰責事由として取締役の主観的態様を米国会社法学の議論を参照しつつ検討し、未必の故意その他の具体的認識が求められていることを明らかにした。また、取締役個々人の認識にとどまらず、たとえば責任追及に対する懸念といった取締役会メンバー全体の心理的バイアスも問題となりうることが明らかとなった。ただし、株主代表訴訟の事前の提訴請求の存否をめぐる判例からも分かるように、グッドフェイスその他、取締役の主観的態様にかかる非難可能性の認定をめぐり裁判所の姿勢は相当程度謙抑的であり、取締役の判断を尊重する傾向が強いといえる。

研究成果の概要(英文)：The achievements of this research project are following: (a) compared to the failure to exercise of care in the duty of care situation, the culpable state of mind other than directors' conflict of interest requires the conscious disregard of directors' responsibilities in the duty of loyalty cases; (b) in addition to the actual knowledge of each director, the bias of the whole directors also matters when they are potentially subject to the litigation as the defendant. However, recent Delaware cases show that on the matter of demand futility in derivative suits the courts usually review the director's state of mind including good faith in prudent and deferential manner favorable to directors.

研究分野：会社法学

キーワード：忠実義務 取締役 信認義務 グッドフェイス

1. 研究開始当初の背景

(1) デラウェア州会社法 102 条 (b)(7) 等、米国の大半の州会社制定法では、定款に規定を置くことで、会社は取締役の信認義務違反に起因する損害賠償請求権を放棄することが可能とされている。しかし、信認義務違反行為が一定の要件に該当する場合には定款免責が認められない。その代表的な例として忠実義務違反行為、誠実性を欠く行為、違法配当等の帰責性の高い行為が列挙されている。さらに、取締役の信認義務違反の成立要件を条文で限定し、義務違反の発生可能性自体を局限しようとする一部州会社法規定も存在する(フロリダ、ヴァージニア等)。

(2) 上記の州会社法規定のアプローチは、注意義務違反を理由とする損害賠償責任の追及から取締役を極力防御すべきであるとの政策的考慮に基づく。このこととの関わりで、米国会社法学説・判例では、(責任減免の除外事由たる)誠実性の欠如と、(注意義務違反の要件であり、定款免責の対象となる)重過失とは概念上明瞭に区別されている。しかし、重過失を具体的に認めるべき状況に関する従前の定義は、誠実性の欠如にかかる定義と実質的にあまり差がなく、大きな法的効果の区別を与えるべき根拠が不明確であるとの指摘が近時散見される。

(3) 米国州会社制定法・判例に見られる上記の制度設計および運用は、取締役の信認義務違反行為のうち、損害賠償責任を負わせるに値する帰責性の高い行為概念を定義した上で、それに該当しないものについては会社の損害賠償請求権自体を否定して取締役の経営上の裁量を遺憾なく発揮させるという発想に基づくものである。これは、責任認定の予測可能性を高めつつ、取締役の進取の気性を尊重しようとするものであって、取締役の行為規範・責任規範をめぐる種々の論点(経営判断原則、監視義務違反、過失責任原則、責任制限、挙証責任分担等)に関する日本の会社法学上の解釈論・立法論に相当の示唆を与えるものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、(1) 会社に対する取締役の損害賠償責任を異論なく導きうる信認義務違反行為の成立要件として、米国の判例・学説上考慮されている種々の主観的・客観的事実類型(誠実性の欠如または不誠実、未必の故意、利益相反、権限濫用、会社財産の浪費、自己の職責に対する意識的無関心など)を挙げた上で、誠実性概念(グッドフェイス)を媒介として各行為類型の概念上の共通性または相互の関連性を探求し、これを通じて、(2) 取締役の職務執行に関する規律付与のあり方につき、とくに取締役の職務上の不作為に関連して考察していくことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、利益相反禁止の要請にとらわれない忠実義務規範の現代的意義と機能を考察するため、米国会社法学における判例および学説状況を調査および検討した。具体的には、忠実義務が注意義務を包含する広範かつより抽象的な義務規範として再認識されている理論的現状を把握し、個別事案に対応することができる義務違反認定の要件を検討するとともに、信認義務規範の中核的要素と現在解されている忠実義務規範の構造・目的の解明を試みた。

(2) 本研究における調査・検討の主たる対象は、米国会社法学上の信認義務違反の諸要件として伝統的に理解されているところの、誠実性欠如、重過失、未必の故意、利益相反、権限濫用、会社資源の浪費その他をめぐる議論であって、各要件の意義および概念上の特質、具体的事実への適用に関する判例・学説上の検討内容および州会社制定法における対応等が検討された。これらの対象については、次の 2 つの検討課題を設定した。すなわち、注意義務違反の要件である重過失と、忠実義務違反の一要素ととらえられている誠実性欠如との差異の検討、および取締役の会社に対する損害賠償責任の根拠となるべき主観的態様の本質的要素およびその存否にかかる判断方法について検討である。また、および の検討を通じて、基軸概念である誠実性の定義の精緻化を目指した。

4. 研究成果

(1) 「研究目的」(1) および「研究の方法」(2) に関して、次のような知見が得られた。

取締役の誠実性(グッドフェイス)欠如が認められる具体的状況を把握するため、米国デラウェア州の会社法主要判例を概観して代表的論点の把握に努めたところ、法令遵守体制整備にかかる取組みが行われておらず会社損害を招致した場合と、個別の重要取引案件の承認・検討にかかる真摯な検討を欠いたために逸失利益を生じた場合とに問題状況が区別され、最近では後者の系統の事案において取締役の完全な不作為を要求して責任認定が容易に行われぬよう配慮する傾向が見いだされた。その背景として学説は、グッドフェイス欠如の例証とされる未必の故意や認識ある自己の職責の放棄を、注意義務違反(帰責性要件としてのグロス・ネグリジェンス)と概念上明瞭に区分することが困難であり、注意義務違反を上回る帰責性を与える付加的要素(たとえば経済的利害とは別の利害関係)にかかる研究が萌芽的なものにとどまることを指摘している。

(2) 「研究目的」(2) および「研究の方法」(2) に関して、次のような知見が得られた。

米国会社法学において、取締役の忠実義務違反とは、広義には会社の最善の利益の実現という動機に基づかない行為をいうと解されてきたが、従来の判例では便宜上の理由から、会社に対する利益侵害をもって忠実義務違反と解する傾向が見られた。しかし、近時の米国会社法学説・判例において、利益相反取引のような積極的侵害行為を行わないことのみならず、会社の利益喪失の回避を確保するための、合理的かつ適法な努力も忠実義務の範疇に含めていく傾向が強く打ち出されている。こうした理論状況の進展に影響されて、忠実義務をもって作為義務を広く含む、信認義務の基本的義務であると再構成するアプローチが有力となり、また、たとえば、著しい監視義務懈怠は忠実義務違反に分類されるとの見方が判例上採用されるに至っている。しかしこの理論構成によるならば、従来は忠実義務違反に属しないと考えられていた行為（利益相反に該当しない行為、とりわけ恒常的な不作為）をもって損害賠償責任原因ととらえるべき領域が増えることとなる。そして、デラウェア州最高裁のリヨンデル・ケミカル対ライオン事件判決（2009年）に見られるごとく、取締役の不作為（監視義務懈怠）につき、故意に匹敵する狭い要件をもって忠実義務違反を導こうとする保守的な対応が現在採用されているところである。また、取締役個々人の認識にとどまらず、たとえば責任追及に対する懸念といった取締役会メンバー全体の心理的バイアスも問題となりうるということが指摘されている。

米国会社法学上の取締役の義務規範における忠実性概念に関する最近の基礎理論においては、取締役に要求される忠実性概念が多様な要素（利益相反禁止、会社または株主の積極的利益増進など）を含むと解されているものの、相互の概念上の隔たりが大きいゆえに中核的要素を提示する必要があるとの問題意識が示されている。また、忠実性と同義とされるグッドフェイス概念の2要素として、会社に対する害意と会社に対する背信性をうかがわせる著しい任務懈怠が挙げられているところ、後者は忠実性概念よりも広い内容を有するとの指摘が行われていて、判例法による概念整理が十分ではないとの学説上の認識がうかがわれる。

他方、信認義務の構成要素としての注意義務に関して、判例および学説は一般に従来からある注意義務規範を参照し続けているところ、デラウェア州会社法102条(b)(7)制定後もなお行為規範としての意義を有するかどうかについて疑問視する見解も提示されており、伝統的な信認義務二分論から統合的・単一的な信認義務規範へと学説上の理解が進むのかどうか、関心が持たれる。また、そのような注意義務規範と並立する忠実義務規範の適用を見たとき、古典的行為規範と

現代における裁判規範との乖離が著しく、取締役が忠実義務違反を理由に責任を負う可能性がほとんどない現状に照らせば、行為規範と裁判規範の二分法自体に問題があるとも指摘されており、この点も重要な知見であるといえる。

取締役らにおいて潜在的なまたは構造的な利益相反の存在を否定することができない場合に、忠実義務違反の可能性があるとて経営判断原則の保護対象から除外すべきなのかという問題が、とりわけ株主代表訴訟における事前の提訴請求の可否をめぐる認識されている。代表的判例の傾向に照らせば、提訴の有無に関する判断を行う取締役の利益相反の存否の審査において、利益相反は形式的観点からではなく、客観的・中立的な判断を行うことができるかどうかという実質的な観点から判定すべきとされている。これもまた取締役におけるグッドフェイスの存否を問題となりうることを示唆しているが、裁判所の審査は総じて謙抑的であり、原告株主に対し個別具体的な事実の主張立証を求めているという点で、そのようなアプローチは取締役の判断を保護する方向に働いているといえることができる。

上記の問題は主として、株主代表訴訟の提起または終結に関して取締役会または特別訴訟委員会が行った判断が、経営判断原則の適用を受けるに足りるだけの利害中立性および独立性を備えているか否かをめぐる司法上の審査の基準として議論されてきたものである。そして事案の蓄積が最も多いのが、事前の提訴請求なくして直接株主代表訴訟を起こそうとする原告株主において、本来提訴請求を受けるべきところの取締役会の中立性・独立性の欠如（提訴請求を不要とすべき事由）を主張・立証することの可否、およびその審査基準をめぐる問題である。

古い判例では、伝統的な経営判断原則に沿う形で、取締役会メンバーに形式的な利害関係が見いだされなければ彼らの判断を尊重するとの立場が示されてきた。これは、訴訟の提起または終結について判断の主体が実質的利害関係を有するか否かを審査することが困難であることにかんがみたまものである。このことにより、たとえばグッドフェイスの欠如などといった抽象的な根拠事由を挙げて原告株主が提訴請求の不要性を主張することはできなくなるが、これを受けて原告株主側は、取締役会メンバー全員を株主代表訴訟の被告とすることで、訴訟についての形式的な利害関係の存否に着目するという上記の審査方法を取りえなくする戦術を用いるに至った。

これに対して判例は、ある取締役が名目的に被告として掲げられているに過ぎないときは、提訴または訴訟終結にかかる意思決定に参加する資格がないとまではいえないと

指摘するほか、実質的に見て特別訴訟委員会のメンバーが検討事項の当否についてきちんと判断を行うことのできる状況にあるかどうかを検討するといったアプローチをとるようになり、中立性・独立性にかかる形式的審査からの移行を図るようになった。ただ、裁判所が実質の見地から利害関係の存否を判断するようになったとはいっても、基本的には訴えにおいて争われている取引等への直接的な関与の有無に着目していることが多いようである。

近年では、伝統的な経営判断原則によらず、これをもっと制限的な形に修正したルールを採用する傾向が見いだされる。これはデラウェア州最高裁のザパータ事件判決（1981年）で最初に採用された考え方であるが、その流れは次の通りとなる。まず、(i) 伝統的な経営判断原則の基準に従った分析（利害中立性または独立性、グッドフェイス、および情報に基づく判断にかかる審査）を行う。このとき、利害中立性・独立性、グッドフェイス、情報に基づく判断が行われていることの主張立証は取締役または会社側が行う。そして(ii) 経営判断にかかる形式面・手続面の判断とは別に、必要であると判断する場合に裁判所は、事前の提訴請求を不要とすることが適切であるかどうかを実質的に判断することができる。ここで裁判所は、たとえ上記(i)の審査基準に適合する場合であっても、株主の代表訴訟提起を却下するという結論が経営判断原則の精神に適合しないか、または株主の提訴が会社の利益を十分考慮しているにもかかわらずこれを却下してしまうという不当な結果を回避することが適切であると考えられるときには、会社の最善の利益の見地および公序の見地からの検討が許されるという。また、アロンソン事件判決（デラウェア州最高裁、1984年）は、提訴請求免除事由の存否の審査に関連して、「取締役の行動が経営判断原則の保護を受けるに値するものであったことについて合理的な疑いを生じること」を原告株主が疎明した場合に限り提訴請求が免除されると判示している。

伝統的な経営判断原則に修正を加えた上記のアプローチはその後レヴァイン事件判決（デラウェア州最高裁、1991年）においてより具体化されるに至り、同判決では(ii)の点について、訴えにおいて争われている取引にかかる経営判断が有効に行使されたものであるか否かをめぐり合理的な疑いを差し挟むことができるかどうかという、経営判断の実質に立ち込んだ審査をいうものと説明されている。また、レイルズ事件判決（デラウェア州最高裁、1993年）では、提訴請求の要否の判断にあたり、かりに取締役会が提訴請求を受けたときに請求の実体的事項を中立的に検討することができるかどうかという点に着目する一方、ベネヴィル事件（デラウェア州衡平法裁判所、2000年）で

はこの論理を推し進めて、提訴請求が行われた場合の取扱い方法をめぐって取締役会が分裂している状況（実体的事項の検討に入る前段階の処理方針決定をめぐると対立）は、提訴請求を不要とする根拠事由となることを明らかにしている。そしてディズニー事件判決（デラウェア州最高裁、2000年）では、提訴請求の要否の判定において、デラウェア州最高裁判所の判断は衡平法裁判所の判断について改めて審査を行うことができると判示している。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計4件)

酒井太郎「日本会社法における簡易型ボード・モニタリング・モデルの新設」清華大学法学院・21世紀商法論壇第15回国際研討会（中国・北京）2015年11月1日

酒井太郎「日本会社法における簡易型ボード・モニタリング・モデルの新設」国立台北大学法律学院・第4回飛鷹法学国際學術研討会（台湾・台北）2015年9月29日

酒井太郎「日本会社法における最低資本金制度の廃止」清華大学法学院・21世紀商法論壇第14回国際研討会（中国・北京）2014年10月25日

酒井太郎「社外取締役の設置強制（およびその断念）をめぐる諸様相」清華大学法学院・21世紀商法論壇第13回国際研討会（中国・北京）2013年10月26日

〔図書〕(計1件)

酒井太郎『会社法を学ぶ』（有斐閣、2016年）308頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒井 太郎 (SAKAI, Taro)

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90284728